

二ツ塚処分場の水質等調査結果について（概要） （平成17年度）

平成17年度に二ツ塚処分場関連で水質や発生ガス等について実施した調査結果の概要である。

調査結果から、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認された。

1 水質の調査結果

浸出水原水（ごみの層を通った水）

大腸菌群数については、10月に高くなっているが、これは降雨等により、廃棄物から洗い出されるものと考えられる。

カドミウム、鉛及びヒ素については、検出される月があったが、検出された値は公害防止協定（以下「協定」という）の基準値以下であり、その他の重金属等は定量下限値未満であった。

下水道放流水（浸出水を処理した後、下水道に放流している水）

鉛が微量検出されたが、基準値を大幅に下回っている。その他の重金属は、すべて定量下限値未満であり、その他の全ての項目でも下水道への放流基準を十分満足した。

防災調整池（埋立地外の雨水を集め、一時的に貯めている防災用の池）

水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)及び大腸菌群数が準用基準値を超える月があった。これは、降雨により土壌等が流入した影響や、処分場内及び防災調整池での生物の活動等によりこれらの項目が高くなったと思われる。また鉛が微量検出された月があったが、協定の基準値以下であった。

なお、防災調整池へ流入した水は濁水処理プラントで処理し、公共用水域へ放流している。

地下水集排水管水（埋立地内の地下水）

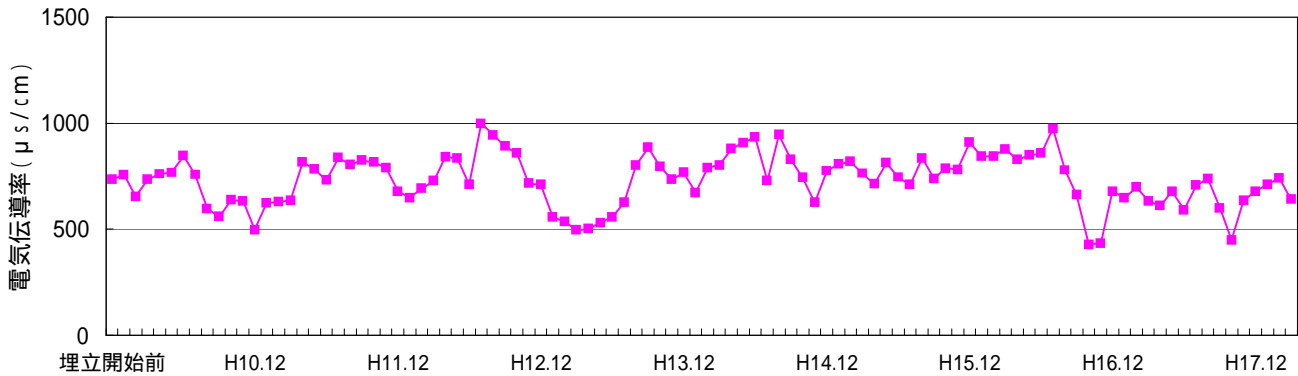
大腸菌群数については、10月に高くなっている。これは、降雨等の影響を受け、土壌等から洗い出されてくる大腸菌群が検出されたと考えられる。

ヒ素は、年度を通じ0.002～0.005 mg/Lの範囲で検出されたが、協定の基準値（0.01mg/L：地下水の環境基準と同等）未満であった。その他の重金属は検出

されず、準用している地下水環境基準を満足した。

なお、電気伝導率の月平均値はこれまでのデータと比較し、大きな変化は見られなかった。

地下水集排水管水の電気伝導率の推移



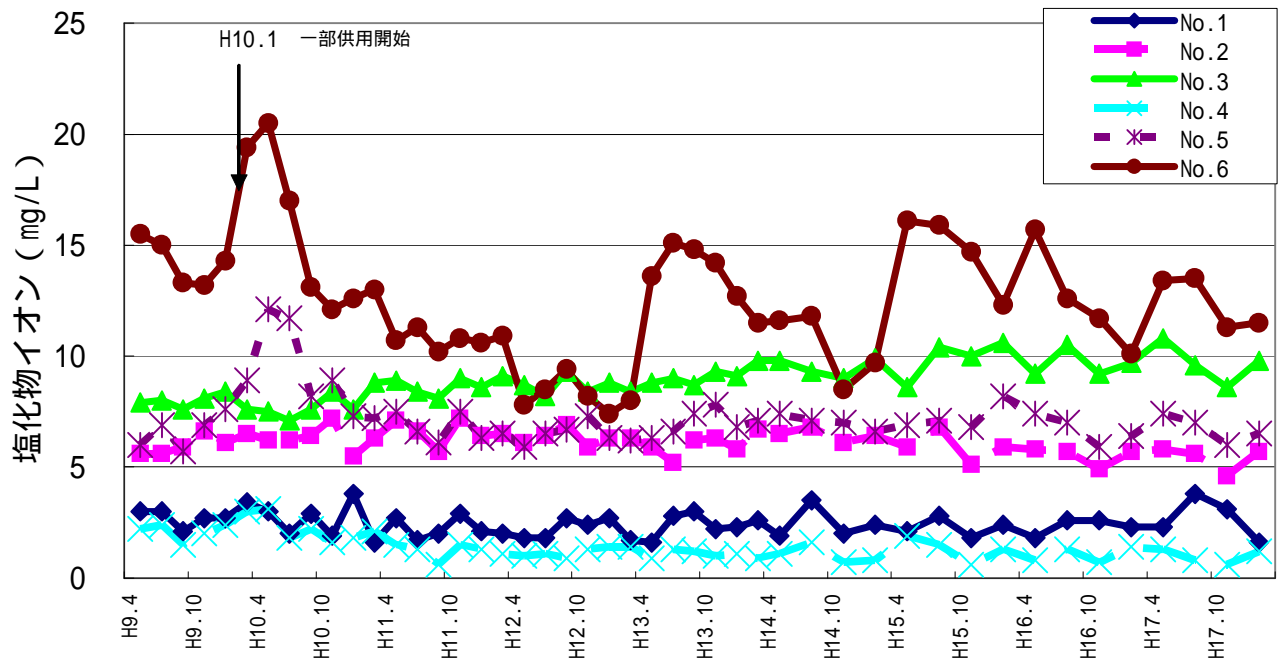
場内モニタリング井戸（6本の井戸）

安全性確認の水質項目では、ひ素がNo.2、No.4～No.6の井戸で検出されたが、地下水環境基準（0.01 mg/L）未満であった。また、その他の重金属類などの項目はいずれも定量下限値未満であり、協定の基準に十分適合している。

地下水関連項目では、溶解性鉄、溶解性マンガン等が検出される場合があった。各井戸の水質は、それぞれの設置場所により地質、周辺の環境や土地利用状況などの影響等を反映した水質特性を示している。

また、処分場下流部のモニタリング井戸No.3においては、塩化物イオン濃度が10mg/Lを超える月があったが、この井戸は埋立前にも10 mg/Lまで上昇した経緯があり、従来から、他の井戸と比べても比較的塩素イオン濃度が高い井戸である。井戸No.6についても、塩化物イオン濃度が10 mg/Lを超えているが、これは冬期に、近接する秋川街道に散布された凍結防止剤（塩化カルシウム）の影響が残っているものと考えられる。

場内モニタリング井戸の塩化物イオン濃度の推移



場外モニタリング井戸（4本の井戸）

安全性確認の水質項目では、鉛、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素が検出されたものの、地下水環境基準以下であった。No.10の井戸でニッケルが検出されたが、基準もなく極微量であった。その他の重金属類などの項目は、いずれも定量下限値未満であり、協定の基準に十分適合している。

地下水関連項目では、溶解性鉄、溶解性マンガン等が検出される場合があった。各井戸の水質は、それぞれの設置場所により地質、周辺の環境や土地利用状況などの影響等を反映した水質特性を示している。

2 発生ガス、大気等水質以外の調査結果

凝集沈殿汚泥溶出試験（浸出水処理施設で発生する汚泥の溶出試験）

重金属等の分析結果として、鉛、ひ素が検出されたが、準用基準値（鉛、ひ素ともに0.3 mg/L）は十分に満足している。その他の項目はいずれも検出されず、全ての項目で協定の基準を満足した。

発生ガス(埋立地内のガス抜管から採取したガス)及び悪臭調査

発生ガスでは、アンモニア、一酸化炭素及びエチレンが微量検出されたほかは、大気の組成に近く、埋立地特有の、メタン及び二酸化炭素の発生はわずかに見られる程度である。

悪臭調査については、敷地境界でアンモニア、アセトアルデヒド、プロピオン

酸及びノルマル酪酸が微量検出されたが、協定の準用基準を大きく下回っている。また、臭気指数は、敷地境界の2地点で、何れも定量下限値未満であり協定の準用基準を遵守している。

土壌粒子飛散

土壌粒子飛散はすべて協定の準用基準内であった。

騒音・振動

機械稼働による騒音は、No.5の地点で準用基準を若干上回る時間帯が見られた。No.5付近の騒音レベルは、時間帯による変動は少ないため、機械稼働による騒音ではなく、秋川街道からの騒音の影響を受け、基準を上回ったものと考えられる。

振動は、全地点で基準以下であった。

道路交通による騒音は、No.2の地点で準用基準を上回っていた。しかし、搬入車両の通行時間帯(8:00～16:00)とその前後の騒音レベルがほぼ同じことから、処分場関係車両はほとんど寄与していないと考えられる。

振動はいずれも基準以下であり、人が感じない50dB以下であった。

大気質(二酸化いおう・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素)

大気質については、いずれも環境基準を満足していた。

底質(川や池等の水底にある泥などの堆積物)・土壌

底質については、溶出試験ではひ素が検出されたが、協定の基準値を十分下回っていた。含有(銅)試験では、銅が微量検出されたが、協定の基準値を大きく下回っていた。ふっ素及びほう素についても検出されたが、協定の基準値を十分下回っていた。

土壌については、溶出試験では鉛及びほう素が検出されたが、協定の基準値を下回るものであった。また含有試験で銅が微量検出されたが、協定の基準値を大きく下回っていた。

なお、検出されないとは、それぞれの化学物質ごとの定量下限値(数値を量ることができる最低のレベル)未満のことをいう。

調査結果の詳細は、二ツ塚処分場の水質等調査結果について(平成17年度)に
登載